

青 保 号 外
令和 5 年 5 月 1 6 日

報道機関 各位

青森県健康福祉部保健衛生課長

青森県感染症対策連携協議会（第 1 回全体会議）の開催について

このことについて、下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

- 1 開催日時
令和 5 年 5 月 1 8 日 (木) 1 8 : 0 0 ~
- 2 場所
青森県庁東棟 5 階中会議室 (WEB 形式)
- 3 青森県感染症対策連携協議会の役割
 - ・ 平時からの情報共有及び感染症対応に関与する関係者間の関係性の構築
 - ・ 青森県感染症予防計画の一部見直しに向けた協議
 - ・ 同計画に基づく取組の評価等
- 4 協議内容 (予定)
 - ・ 感染症法の改正を踏まえた県の対応方針について※青森県感染症予防計画の一部見直しと医療措置協定締結に向けた青森県感染症対策連携協議会の進め方等について協議する予定
- 5 参考
別紙 1 : 青森県感染症対策連携協議会設置要綱
別紙 2 : 構成員名簿

報道機関用提供資料	
担当課・担当者	保健衛生課感染症対策グループ 大塚総括主幹
電話番号	内線 6 2 7 9 直通 0 1 7 - 7 3 4 - 9 1 4 1
報道監	健康福祉部 若松次長 内線 6 2 0 2

青森県感染症対策連携協議会設置要綱

(設置)

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、感染症の発生及びまん延の防止のための施策の実施に当たり、各関係機関・団体等との連携協力体制の整備等を図るため、青森県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 連携協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 平時に相互の連絡を図ることによる情報共有及び有事に備えたネットワークの形成
- (2) 感染症法第10条第1項の規定に基づき策定する青森県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）において定める事項に関する協議
- (3) 予防計画に基づき実施する施策の点検（進捗状況の把握、評価、見直し検討）

なお、連携協議会において協議する予防計画は、医療法第30条の4第1項の規定に基づき策定する青森県保健医療計画において、同条第2項の規定に基づき定める事項に第8次医療計画から追加される「そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療」の確保に必要な事業に関する事項を含むものであり、当該事項を青森県保健医療計画の一部として一体的に議論する。

(組織及び任期)

第3 連携協議会の構成員は、別表に掲げる関係機関・団体等に所属又は該当する者の中から知事が委嘱し、又は任命する。

- 2 構成員の任期は、委嘱を行った日から2年以内の期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 構成員が任期の途中で欠けたときには、その後任となる構成員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 構成員が出席できないときには、代理者を出席させることができる。

(議長等)

第4 連携協議会の議長は、青森県健康福祉部長をもって充てる。

- 2 議長は、連携協議会を総括する。
- 3 議長に事故等あるときは、青森県健康福祉部次長が、その職務を代理する。

(運営)

第5 連携協議会の会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、別表に掲げる構成員のほかに必要と認める関係機関・団体等に対して、連携協議会への出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。
- 3 予防計画で定める事項を協議するため、連携協議会に次のとおり計画部会を置く。

計画部会	所掌事項
部会1（病床確保）	病床確保、後方支援体制（転院者受入れ、人材派遣等）、人材育成（入院関係）
部会2（外来診療、療養生活支援）	外来診療の確保、療養生活支援体制の確保（高齢者施設等との医療連携、オンライン診療、訪問看護、健康観察、生活支援等）、人材育成（外来・自宅療養関係）、ワクチン接種体制
部会3（保健所・検査体制等）	行政の体制強化（本部、保健所、環境保健センター、相談体制等）、宿泊療養施設の確保、移送体制の確保、人材育成（行政職員）、リスクコミュニケーション

- 4 計画部会の構成員は、連携協議会の構成員の中から議長が選定し、参加を求める。
- 5 計画部会は、議長が開催する。
- 6 議長は、計画部会の構成員のほかに必要と認める関係機関・団体等に対して、計画部会への出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。
- 7 議長は、計画部会の追加又は削減若しくは所掌事項の変更を行う必要が生じた場合、予め連携協議会に協議する。

(庶務)

第6 連携協議会の庶務は、青森県健康福祉部保健衛生課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に関する必要な事項は、連携協議会において別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月2日から施行する。

【別表】

区分	機関・団体等
都道府県	青森県健康福祉部
保健所設置市	青森市保健医療所管部局
	八戸市保健医療所管部局
感染症指定医療機関	青森県立中央病院
	国立大学法人弘前大学医学部附属病院
	八戸市立市民病院
	つがる西北五広域連合つがる総合病院
	十和田市立中央病院
	一部事務組合下北医療センターむつ総合病院
診療に関する職能団体	公益社団法人青森県医師会
	一般社団法人青森県歯科医師会
	一般社団法人青森県薬剤師会
	公益社団法人青森県看護協会
消防機関	青森県消防長会
保健所	東地方、弘前、三戸地方、五所川原、上十三、むつ保健所
地方衛生研究所等	青森県環境保健センター
検疫所	仙台検疫所青森出張所
高齢者施設等、障害福祉サービス事業者等の関係団体	公益社団法人青森県老人福祉協会
	青森県知的障害者福祉協会
診療に関する学識経験者	青森県感染症対策コーディネーター
	青森県災害医療コーディネーター
報道機関 (医療を受ける立場にある者)	県内の報道機関に属する者で、青森県医療審議会委員である者

区分	所属	構成員	部会1	部会2	部会3
都道府県	県	健康福祉部長 永田 翔	○	○	○
保健所設置市	青森市	青森市保健所長 野村 由美子	○	○	○
	八戸市	八戸市保健所長 工藤 雅庸	○	○	○
感染症指定医療機関	青森県立中央病院	院長 藤野 安弘	○	○	
	弘前大学医学部附属病院	病院長 袴田 健一	○	○	
	八戸市立市民病院	院長 水野 豊	○	○	
	つがる西北五広域連合つがる総合病院	院長 岩村 秀輝	○	○	
	十和田市立中央病院	院長 高橋 道長	○	○	
	一部事務組合下北医療センターむつ総合病院	副院長 葛西 雅治	○	○	
診療に関する職能団体	公益社団法人青森県医師会	常任理事 田中 完	○	○	
	一般社団法人青森県歯科医師会	専務理事 柏崎 秀一		○	
	一般社団法人青森県薬剤師会	副会長 近井 宏樹		○	
	公益社団法人青森県看護協会	会長 梶谷 京子	○	○	
消防機関	青森県消防長会	青森地域広域事務組合消防本部 警防課長 門間 誠			○
保健所	県保健所	東地方保健所長 立花 直樹	○	○	○
		弘前保健所長 齋藤 和子	○	○	○
		三戸地方保健所次長 保木 卓也	○	○	○
		五所川原保健所長 鍵谷 昭文	○	○	○
		上十三保健所次長 和栗 敦	○	○	○
		むつ保健所次長 石澤 裕知	○	○	○
地方衛生研究所等	青森県環境保健センター	所長 長谷川 寿夫		○	○
検疫所	仙台検疫所青森出張所	出張所長 小長谷 正美			○
高齢者施設等、障害福祉サービス事業者等の関係団体	公益社団法人青森県老人福祉協会	会長 棟方 光秀		○	
	青森県知的障害者福祉協会	会長 中村 伸二		○	
診療に関する学識経験者	青森県感染症対策コーディネーター	大西 基喜	○	○	○
	青森県災害医療コーディネーター	花田 裕之	○	○	○
報道機関（医療を受ける立場にある者）	県内の報道機関に属する者で、青森県医療審議会委員である者	株式会社陸奥新報社青森支社長 今井 珠世			○